

料金の改定

●NTT東日本の料金改定

実施時期	料金改定の内容	値下げ額(億円)
2000年度	県内市外通話料金値下げ	▲ 170
	県内専用線値下げ	▲ 30
	市内通話料金値下げ	▲ 390
2001年度	市内通話料金値下げ(8.5円(税抜)/3分)	▲ 190
2004年度	基本料(回線使用料)値下げ	▲ 160
	プッシュ回線使用料廃止	▲ 600
	施設設置負担金およびライトプラン加算額値下げ	▲ 50
2006年度	固定電話(0036通話)およびひかり電話から携帯電話への通話料値下げ	▲ 25

※値下げ額は年間に直した場合の金額になっています。

●プライスキップ制について

プライスキップ制(上限価格方式)とは、NTT東日本・NTT西日本が提供する特定電気通信役務を2つの区分(バスケット)に分類し、総務大臣が定めるそれぞれのバスケットごとの料金水準の上限(基準料金指数)の範囲内であれば、個々の料金は総務大臣への届出により自由に設定できる料金規制方式です。

2000年10月1日のプライスキップ制適用開始に伴い、個別の料金変更は、基準料金指数以下であれば、従来の認可制ではなく、届出により可能となりました。

なお、専用バスケットについては2009年4月よりプライスキップ制の対象から外れました。

<基準料金指数を定める区分(バスケット)>

バスケット	具体的な料金
音声伝送役務(加入電話、ISDN)	通話料、通信料 公衆電話料、番号案内料 など
[サブバスケット] 加入者回線	基本料 施設設置負担金 など

$$\text{当期の基準料金指数の算定式} = \text{前期の基準料金指数} \times [1 + \text{前年度の消費者物価指数(CPI)変動率} - \text{生産性向上見込率(いわゆるX値)}]$$

※適用期間は、毎年10月1日から1年間。

[基準料金指数]

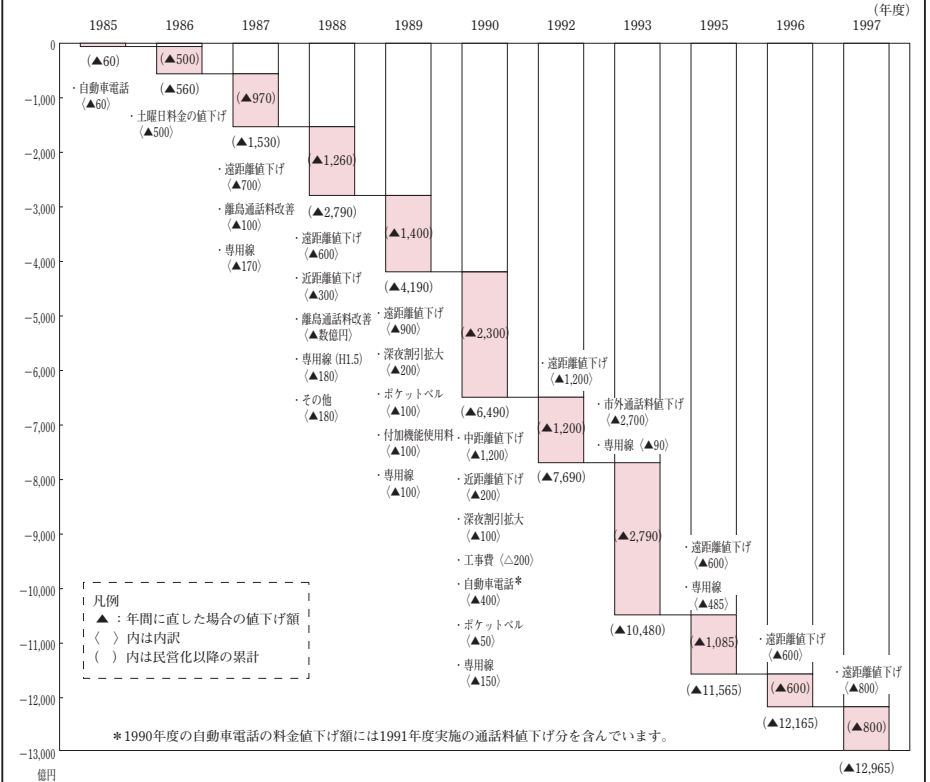
事項 区分	基準料金指数											
	2000.10 ~2001.9	2001.10 ~2002.9	2002.10 ~2003.9	2003.10 ~2004.9	2004.10 ~2005.9	2005.10 ~2006.9	2006.10 ~2007.9	2007.10 ~2008.9	2008.10 ~2009.9	2009.10 ~2010.9	2010.10 ~2011.9	2011.10 ~2012.9
音声伝送役務(通話料など)	97.8	95.5	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7	92.7
加入者回線 サブバスケット	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
専用役務(専用料など)	97.6	95.1	92.2	90.4	89.3	88.3	87.6	87.3	87.2	—	—	—

事項 区分	基準料金指数									
	2012.10 ~2013.9	2013.10 ~2014.9	2014.10 ~2015.9	2015.10 ~2016.9	2016.10 ~2017.9	2017.10 ~2018.9	2018.10 ~2019.9	2019.10 ~2020.9	2020.10 ~2021.9	
音声伝送役務(通話料など)	92.7	92.7	92.7	94.8	94.6	94.1	94.4	94.9	95.2	
加入者回線 サブバスケット	100	100	100	102.3	102.1	101.6	101.9	102.4	102.7	
専用役務(専用料など)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

※料金の基準時点(2000年4月1日)を100としている。

(参考)民営化後から再編成前までの料金改定

料金値下げ



料金値上げ

実施時期	料金改定の内容	値上げ額(億円)	備考
1990年度	番号案内の費用負担額の適正化	200	—
1993年度	公衆電話料金の値上げ	700	1993年10月、1994年4月の2段階で実施
1994年度	基本料金の値上げ	1,900	1995年2月、1995年10月の2段階で実施
	番号案内料の値上げ	100	〃
1996年度	専用線(高速デジタル)の値上げ	65	1996年4月、1997年4月、1998年4月の3段階で実施
	公衆電話発信のクレジット通話・フリーダイヤル通話への公衆電話料金適用	70	—
	専用線(一般専用<50bps>)の値上げ	110	1996年12月、1997年12月、1998年12月の3段階で実施
1998年度	番号案内料の改定	150	1998年5月、1999年5月の2段階で実施
合計		3,295	—